

病院・老人ホーム対策特別委員会会議録

平成18年12月18日(月)

(開会) 10:02

(閉会) 12:18

○ 委員長

ただ今から、病院・老人ホーム対策特別委員会を開会いたします。

「議案第130号 平成18年度飯塚市養護老人ホーム運営事業特別会計補正予算(第1号)」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

○ 高齢者支援課長

議案第130号 平成18年度飯塚市養護老人ホーム運営事業特別会計補正予算(第1号)の補足説明をいたします。

予算書の209ページをお願いいたします。愛生苑および頼田志ら川荘の予算であります養護老人ホーム運営事業の歳入歳出予算につきましては、既定の歳入歳出の総額からそれぞれ256万4千円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ3億2,430万7千円とするものであります。内容につきましては、事項別明細書の歳出から主な項目のみ説明させていただきます。

215ページをお願いいたします。歳出、第1款 養護老人ホーム費、第1項 愛生苑費、第1目 管理運営費、第11節 需用費のうち、賄材料費の258万5千円の減額につきましては、入所者見込みが当初予算の93人から80人に減少したことによるものです。

第13節委託料の374万2千円の減額につきましては、執行残によるものです。

216ページをお願いいたします。第2項 志ら川荘費、第1目 管理運営費、第13節委託料の10万4千円の減につきましては執行残でございます。

歳入のご説明をいたします。214ページをお願いいたします。第1款 分担金及び負担金、第1項負担金、第1目老人福祉施設措置費負担金の839万6千円の減につきましては、当初予算において、愛生苑、頼田志ら川荘の飯塚市外からの入所者を64人と見込んでおりましたが、入所者の減少により年間見込みが、4人減の60人となったことによるものです。

第2目の養護老人ホーム運営費負担金の1233万3千円の増額につきましては、飯塚広域市町村圏事務組合からの愛生苑経費の超過負担分で、当初予算において愛生苑の入所者を、93人と見込んでおりましたが、入所者の減少により年間見込みが13人減の80人となったことによるものです。

第3款 繰入金、第1項 一般会計繰入金、第1目 一般会計繰入金、第1節 一般会計繰入金につきましては650万1千円の減額補正をいたしております。その内容は、愛生苑措置費分、志ら川荘措置費分につきましては、市内入所者の措置費分で、当初予算において愛生苑の入所者を50人、志ら川荘の入所者を14人と見込んでおりましたが、入所者の減少により年間見込みが愛生苑12人減の38人、志ら川荘3人減の11人となったことによるものです。志ら川荘財政支援分につきましては、当初予算において志ら川荘の入所者を、35人と見込んでおりましたが、入所者の減少により年間見込みが6人減の29人となったことによるものです。以上、簡単ですが、補足説明を終わらせていただきます。

○ 委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありますか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありますか。

(討論なし)

討論を終結いたします。採決いたします。「議案第130号 平成18年度飯塚市養護老人ホーム運営事業特別会計補正予算(第1号)」については、原案のとおり可決することにご異

議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり可決すべきものと決定をいたしました。

次に、「議案第134号 平成18年度飯塚市立穎田病院事業会計補正予算(第1号)」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

○ 病院局事務長補佐

議案第134号 平成18年度飯塚市立穎田病院事業会計補正予算(第1号)について補足説明いたします。

別冊になっております予算書の方をお願いいたします。今回の予算につきましては、決算見込みに立って編成を行っております。

1ページをお願いいたします。第2条の業務予定量の患者数は、年間入院患者数2万4千人を4,800人減の1万9,200人に、年間外来患者数5万人は1万5,370人減の3万4,630人を見込んでいます。第3条の収益的収入および支出につきましては、収入の第1款 病院事業収益、9億4,367万7千円を2億7,810万4千円減額し、6億6,557万3千円で補正を行っております。

2ページをお願いいたします。支出の第1款 病院事業費用、9億4,188万1千円を3,659万8千円減額し、9億528万3千円で補正を行っております。第4条の職員給与費は1万6千円減額し、4億8,869万1千円としています。第5条の他会計補助金は1,105万6千円を減額し、1億743万5千円としています。

10ページをお願いいたします。補正予算の明細書でございます。収入について、医業収益の入院収益は患者数の減および単価の減により1億4,744万円減額の2億8,416万円に、外来収益は患者数の減により1億1,527万5千円減額の2億5,972万5千円となっております。11ページをお願いいたします。医業外収益の他会計補助金は一般会計繰り出し基準に基づくもので見直しを行い、1,105万6千円減額し、122万6千円とするものです。

次に支出について、医業費用の給与費は医師給、医療技術員給、賃金、法定福利費の減、非常勤医師給、退職給与金の追加により、1万6千円減の4億8,869万1千円となっております。12ページは材料費は患者数の減により、薬品費を294万1千円、診療材料費を275万9千円減額しております。経費につきましては、修繕費550万円、13ページの委託料1,696万円、14ページの手数料330万円等執行残としまして合計3,093万2千円の1億5,504万5千円となっております。以上で補正予算の説明を終わります。

続きまして、別に配付しております補正予算資料の説明を行います。

1ページをお願いいたします。予算収支の総括表でございます。右端の損益内訳表において、当年度決算では2億3,971万円の純損失を、また下の表の当年度末の未処理欠損金は3億8,786万円を見込んでいます。

2ページをお願いいたします。1の表は入院外来患者数を5年間分の年度別の推移を上げております。平成18年度決算見込みでは合計5万3,830人で、前年度の83.3%となっております。2の表は職員に関する調べで、平成17年度に比べ看護師が5人減、用務員は給食部門の全面委託により6人減、全体では23人の減となっております。

3ページをお願いいたします。3の医業収益年度別比較表では、平成18年度は決算見込み額合計が5億9,689万円で、前年度の77.6%となっております。4の医業費用年度別比較表では、平成18年度は決算見込み額合計が9億373万1千円で、前年度の94.4%となっております。なお経費の増につきましては、給食の委託、看護師の派遣委託、理学療法士の派遣委託などの増によるものです。以上で補足説明を終わります。

○ 委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

○ 高取委員

まず始めに、今日頂きました穎田病院事業会計補正予算（第1号）の資料ですね、今、後で説明されたこの資料についてお聞きいたします。ちょっと見てみますとね、今の補足説明でありましたように、2ページを見てみますと、入院それから外来患者数の5年間の推移が出ております。これを見てみますと、平成18年度決算見込では5万3,830人で前年度比の83.3%になっています。平成14年度から平成17年度をずっと見てみますと、前年度比はほぼ90%なんですね。今年は特に80%台と、非常に落ち込んでおります。こういう状況ですから、次の医療収益を見てみますと、大体前年度比から、平成14年度から17年度を見てみますと90%ですが、医療収益は77%と落ちる結果になっておりますが、この患者数の大幅減少の理由は何か、おわかりであれば教えていただきたいと思っております。

○ 病院局事務長補佐

ただ今のご質問ですが、患者数の減が大きいということでございますが、まず医師に関しまして、今年度九州大学から派遣されました内科医師2名は1年限りの契約で派遣されております。うち、1名の医師が、療養病棟の患者十数名を4月より退院させております。次に、内科医長として勤務しておりました医師が6月末に退職し、常勤の内科医師が現在3名となっております。また来年3月末で九大の医師が全員引き上げる報道が7月にあっており、患者さんたちの動揺が起り、病院離れが起っております。さらに医師は、後医療が決まらなければ来年3月末には入院患者をゼロにしなければならないという、一部の医師が患者の要望等によりまして、転院を勧めたケースも多々あります。

○ 高取委員

今、説明がなされましたのをまとめてみますと、医師の不足による問題、それから、ちょっと今、患者の要望等によって医師が病院を替わることを勧めたじゃないけど助言をしたというようなことですね。それから私はまたもう1つ、病院問題の方向性について新聞報道がずっとなされました。私はですね、どんな形でも良いから穎田病院を残してくれと、こういうことであつたと思っておりますが、そういう報道が、もう市立病院じゃなくなったというようなことで、私は多くなるんじゃないかと思っておりましたところが、ちょっと減つたと。そういうのが大きく影響したんじゃないかと、こういうふうに思います。これは考え方と思えますけれども、やっぱり病気に不安な方はですね、方向性は決まっても先行きどうなるのかわからない。こういうところが非常に大きかったんじゃないかと解釈しております。

次にお尋ねしますが、今、財政難ということで病院機器ですね、エコーとか内視鏡とかCTとかですね。そういうのが大体、補充といいますか、切り替えといいますか、そういうのが出来ていないということをよく聞くんですね。施設・設備の不十分といいますかね。ですから、こういうのを買おうとしますと非常に財政的に大きな負担を生ずるんですが、大体こういう医療機械というのはどの位の耐久年限といいますかね、もつものか。また、いつ頃購入されておつたものなのか。こういうことがわかれば、お知らせ願えますか。

○ 病院局事務長補佐

ただ今のご質問ですが、確かにエコー、CT、内視鏡の機械につきましては従来より計画的な入れ替えがなされておられません。そのために大変古くなっております。ちなみに、エコーの機械につきましては平成10年、CTにつきましては平成4年、内視鏡につきましては平成13年の購入となっておりますが、通常5、6年での買い替えが本来必要ではなかったかというふうには考えております。

○ 高取委員

そういうことでありますとね、患者さんはやっぱり自分の病気に対しては敏感ですから、あ

その機械は古いということになりますが、やっぱり何と申しますか、病気の治療はもう機械が勝負と、こういうような時代ですよ。ですから、財政難であるけれども、そういう点をやっぱり考えないと、私は患者の大きな減少になると、こういうふうに思っております。それから、よく診療報酬の引き下げというのがありますが、これは国で単価についてこれだけ引き下げようということがありますが、例えばそういう職員数とか医者の数とか、いろいろの不備と申しますか、規格よりも下と申しますか。そうすると、報酬単価と申しますかね、支払うお金が非常に少なくなるというようなことを聞きますが、その点ちょっと説明ができれば教えてください。

○ 病院局事務長補佐

診療報酬、収益、単価が下がった影響についてですが、4月より診療報酬改正があり、平均で3.16%診療報酬が引き下げになっておりますが、現在、当颯田病院の場合では、飯塚病院などと違いまして救急治療が終わった患者さん、特に入院患者さんが対象となっておりますが、救急医療が終わった患者さんが多いということで、中でも高齢者が多く、また手術が行われない、検査等の、先ほど、機械も古いということもありまして医療行為が少ない等により、引き下げの割合と申しますか、それが診療報酬改定よりも今回かなり大きくなったというふうなことも考えられると思っております。

○ 高取委員

今説明がありましたね、高齢者が多くして手術が少ないと。私が考えるには、高齢者というのは病気を持っていると申すんですけども、そういうところの、手術ができないというのは医師の不足なのですか。する必要がないというのですか。その、高齢者の入院者の手術が云々と言われましたが、ちょっとその点お聞きしたいんですが。

○ 病院局事務長補佐

手術は全く行われていないわけではありませんで、手術場で行う手術、入院患者さんがほとんどになりますけれども、そのような手術は現在、常勤の医師、整形外科が1名です。外科の常勤医師がおられません。そのため、手術場での手術等はございません。ただ、外来での手術と申しますか、ちょっと怪我をされて縫合が必要だと、そういう手術は現在行われておりますが、どうしても大きな手術になりますと救命センターのほうでお願いするというふうなことで対応しております。

○ 高取委員

私、聞きますとね、この辺では飯塚病院が大きな手術をします。そして颯田病院等は手術の終わったと申しますかね、医療単価からいいますと、とにかくあと何日か入院して退院をします。だからもう、医療単価が高い患者さんは来ないと、こういうことのように聞いておりますが、医師の不足によるというのはそういうことでしょうか。それで、ちょっと今聞きましたが、先ほど申しましたようにね、患者数が大幅に減少しておりますが、その歯止めですね。それから患者を増やすことを図るなどして収益を上げる。これは博愛会に移譲するのは平成20年の4月と聞いておりますが、この1年数ヶ月の間にどんどんどんどん下がっては困りますが、そういう努力と申しますかね、対策というのはしてあるかどうか。現在のところね。あれば教えてください。

○ 病院局事務長

歯止めと申しますか、先ほど事務長補佐が説明しておりますように、九大から来られている医師は今年度1年限りということで、私も先ほど療養型の患者さんを減らしたと、退院させたというお話がありますが、これにつきましても確かに、医療行為が必要ないということで医師が判断して施設に送ったり、自宅に帰したりしておりますけれども、病院というのは経営がありますので協力してくれということでの申し入れを行っております。また、転院につきましても、市は病院を存続するのでそういうことをしないようにという申し入れも行っております。

でも、なかなかそのあたりの理解はしていただけませんでした。そこで、9月に市の方向性を出した中で、九大の教授のところは何回か行きまして、医師の指導ということで願って来ております。で、九大の教授の方は、医師がおれば替えてもいいよというお話もありましたけれども、穎田病院の場合には常勤の医師が、換算しまして5コンマ何人か必要なわけでございます。替わる医師もいない関係で、そのような形で指導を頂いているという状況であります。それと、今後の対応でございますけれども、やはり患者を増やすということで、病院は良い医者が必要だということで、方向性をこの特別委員会で承認していただきましたので、今、飯塚病院グループと今年度、来年度の医師の確保に向けまして協議をさせていただいております。それで、良い医者を送っていただくということと、それから患者さんを、特に入院患者さんですが、穎田病院に送っていただくということをお願いしているところでございます。

○ 高取委員

最後の質問をいたしますが、先ほどの資料、平成18年度の損益内訳表を見ますとね、平成18年度は収入が、補正後、6億6,573万3千円ですね。支出が9億528万3千円で、平成18年度、単年度の赤字がそこに出ておりますが、2億3,971万円となっております。で、余剰金計算表を見ますと、前年度までの赤字が1億4,815万8千円で、合計で3億8,786万8千円となっております。この赤字の分が、今まで赤字であったような分が、これは繰越でやられておったのですか、どうか。そうでないとすれば、補填の運営の仕方、どうであったのか。また博愛会に移譲するときにはどのような形でされるのか、その点がわかれば教えていただきたいと思っております。

○ 病院局事務長

赤字の分でございますが、この赤字は損益計算上、累計でずっと繰り越してきております。その繰越の結果が、前年度末の1億4,815万8千円ということでございます。それで、運営につきましては現在、一時借入金の限度額が4億円ということで議決をいただいておりますけれども、この中で運営を行っております。今のところ2億円の一時借入金を借り入れながら、運営を行っている状況でございます。それで、平成20年3月には、この赤字分は市が責任を持って整理をしていかなければならないというように考えております。

○ 楡井委員

それでは、今の高取委員に引き続いて数字の問題をいくらかお聞きしたいと思うんです。

はじめに予算書の1ページなんですけど、年間の入院患者数、それから外来患者数を減員しての補正ですよ。これで入院患者数のほうは20%、4,800人で20%にあたりますし、それから外来患者のほうは30.7%くらいにあたるわけですね。これで、なぜこんな大きな減少補正の必要があるのか。それから、これまでもこんなに大きな減少補正を行ったことがあるのかどうか。それからいま一つは、補正の後ですね、入院患者が1万9,200人、外来患者が3万4,630人を見込んでおるわけですね。これについては、今年の4月から11月までの間の入院患者数、外来患者数、それぞれ何人なのかというのを出していただければというふうに思いますので、よろしく申し上げます。

○ 病院局事務長補佐

まず1点目の、今までに大きな補正が行われたことがあるかということですが、今のところ、ないと思っております。それと1点、先ほどの高取委員への答弁の中で患者数、今、楡井委員も言われましたけれども、外来患者数につきましては今年度より小児科が休診となっておりますので、その影響も大きいということも考えられます。患者数ですが、4月から、申し訳ありませんが10月までの数字でよろしいでしょうか。4月から10月までで入院患者数が5,971名、外来患者数が2万0,870名となっております。

○ 楡井委員

今月もう12月だから、11、12、1、2、3と、あと3カ月の間に、入院患者でいえば

あと1万3千人くらい入院してもらわないといけないという数字になりますよね。それから外来患者のほうでいえば2万1千人として、あと1万3千人あまりの人たちの通院をしてもらわないと、この6億6千万円あまりの予算が成り立たないという数字になるんじゃないかと思うんですね。で、そういう意味でいえば、補正後の1万9,200人、それから3万4,630人という数字が、果たして確保できるのかどうかということについては、どうでしょうか。

○ 病院局事務長補佐

申し訳ありません、先ほど申しました入院患者数ですが、合計の数字が間違っておりました。申し訳ありませんでした。訂正させていただきます。入院患者数の方は、1万0,534名となっております。

その後の、11月より3月までの入院患者数につきましては、これも先ほども事務長の方からも答弁がありましたけれども、今からでも飯塚病院グループの方に患者さんの紹介なりを、今までにもお願いしておりましたけれども、さらにもお願いいたしまして、何とか目標に向かってやっていきたいと思っておりますので、よろしくお願ひします。

○ 楡井委員

予算案の審議の際も、私はあなた方が示した資料に基づいて質問をしたわけですね。この数年間ずっと減少傾向が続いていた。それで、それは医者が今年度一杯で引き揚げてしまう、そういう答弁を受けまして、そのような不安定な状況の中でこの2万4千人、それから5万人という目標は、過大に過ぎるんじゃないかというふうに指摘したわけですけど、あなた方は大丈夫だという答弁をされてるわけですね。その答弁と現実のギャップ、これはどんなふうに説明されるのかですね、説明していただきたいと思ひます。

○ 病院局事務長

確かに当初予算の時に楡井委員の方から、患者をこれだけ上げて大丈夫かということでのご指摘がありました。私どもも、それに向かって医師なり、それから全員協力して、全体的に努力目標ということで答弁させていただいております。しかしながら、先ほどから説明してまいりましたように、医師が非常に協力的でなかったということもございまして、また病院の医師が本年度一杯で引き揚げるといふ報道もなされるなど、いろんな悪い条件、それプラス、理学療法士が8月に退職したりとか、非常に悪い条件が入ってくる中で、このような状況になったということでございますので、ご理解をお願いいたします。

○ 楡井委員

今言われたような原因といいますかね、これは当初予算を審議する時にもう既にわかっていたことなんですよ。そういう説明があったでしょ。医者がいなくなるとかいう話なんかは、ずっと予算審議の時ですね。それにもかかわらず、2万4千人、5万人は大丈夫だというふうに言われたんですよね。今の説明では納得いかん。

○ 委員長

暫時休憩いたします。

休 憩 10:39

再 開 10:41

委員会を再開いたします。

○ 病院局事務長

先ほど、事務長補佐が大きな補正を扱ったことはないという答弁いたしましたけれども、旧穎田町におきましては補正では扱っておりませんが、決算ではかなり今まで大きな、予算とは違う低い決算ということになっているのは、一つございまして。それと6月の時点では、まだ九大の教授の方に医師の派遣等について、市長、助役にも行っていただきましたけれども、来年度に向けて、医師の確保に向けていろいろ協力していただいたという状況もございまして、

当初予算におきまして赤字で編成するということは実質的にはできないという状況の中で、ある程度厳しい数字ではありましたが、努力目標という形で当初予算を編成させていただいております。

○ 楡井委員

予算審議の時はそういうふうな説明はありませんでしたよね。大丈夫だというふうに言ったんですから、あなた達は。それから6月の時点での医者の方の動向ということも言われますけれども、予算審議は6月ですよ。その時に皆さん方はそういう説明をしたわけですよ、我々に。頭ひねることじゃないですよ。それから、結局、9億いくらかの必要経費がいるのにもかかわらず、実際は6億6千万円しか入ってこないという状況があるわけですね。赤字の編成をするわけにはいかなかったという状況であれば、赤字の編成しかできないような状況を我々に隠して審議を相談したわけですね。予算を提起したわけですね。実際、こういうのは予測されとったわけでしょう。我々今まで病院のこと審議したことありませんでした。飯塚市の人もそうだと思うんですね。ところがこの数字を見ただけで、今年度はこれはもうおかしいということが、私わかるわけですね。ですからその時質問したんですよ。大丈夫だというふうに言われてるわけですね。ですから、今の話でも、事務長と補佐の言うことは違うわけですね、説明が。我々に対して。そういう違いもありますね。だから、これだけ大きな数字を今まで修正したことはないというふうに言いながら、その中身はなんでこういうふうに数字が吐き出されるのかと。この10人の桁まで出してるわけですよ。それなのに皆さん方は、審議をした中身として、この数字が出されたと思うんですよ。にもかかわらず、そういう意味で答弁が間違ってる。食い違ってるということを、一つ指摘しておきたいと思いますね。

それから同じ1ページなんですけれども、入院患者の減が20%、そしてこれは医療収入のうちの55%にあたりますね。それから外来患者の減を見込んだ補正で、これは医療収入のうちの43%にあたります。3ページを見ていただければそうなってるんじゃないかと思うんですけれども。この医療収入予定額の30.9%の減という補正がなされておりますけれども、これも従来こういう大幅な補正減額を行ったことはありませんか。

○ 病院局事務長補佐

ただ今のご質問ですが、予算そのものを扱ったことはございませんので、補正の方も扱ったことはございません。

○ 楡井委員

そうすると、一番最後の決算の時にやったということになるんですね。で、今年度、平成18年度、月別の医療収入の状況、特に9月に、博愛会のほうに譲渡するということがマスコミ発表された前と後というのは、何か変化がございますか。

○ 病院局事務長補佐

現在と申しますか、まだ目立ったような収益増というふうな、そういう状況にはつながっておりません。

○ 楡井委員

それでは、2ページと11ページに関連してなんですけれども、収入が2億7800万円ほど、29%減りますね。これに対して支出のほうは3,660万円、4%くらいしか減りません。で、このままだと先ほど明らかにされたように、2億3,971万円の赤字になるという見込みがあります。累計の赤字も先ほどから指摘があったように3億8,800万円くらいの赤字累計になる。これらの処理も、先ほど説明がありました。4億円を限度に今借金をしているという状況ですけど、この3億8,800万円、病院で借り入れるということになってますけれども、博愛会はこの借金は持っていきませんので、市の負債となるわけです。これが全て市民の負担になるというふうに思いますけれども、そういう理解でいいですか。

○ 病院局事務長

収入の落ち込みに対して支出の落ち込みが少ないじゃないかということでございますが、入院患者数、一応96床ということでありますけれども、やはり入院患者がいる以上、看護師はそれなりの人数を確保する必要がありますし、ほかの委託費あたりにつきましてもそれぞれ年間経費が必要でございますので、経費がそれだけ落ちていないという状況でございます。それで、後段の分ですけれども、3億8,800万円ということではございましたけれども、実質的には今2億円の一時借入金の中で運営を行っている状況でございますので、これを出来るだけ増やさないように、減らすようにということで、今後良い医師を確保しながら健全化に向けて努力していかなければならないというふうに思っております。

○ 楡井委員

2億円の借り入れで運営をやっているということですのでけれども、当然今年度見込みが2億4千万円近く出るわけですからね、当然借り入れを、一般会計から繰り入れるというようなことであればそれはそれでいいんでしょうけれども、そうはならないわけでしょうから、これは全部借金ということで市民の負担になるというふうに思うんですね。それで、同じページの第5条の数字と、それと11ページの上の表の他会計補助金の数字が違ってるんですよ。私が見きれないのかもしれないけれども、この数字の食い違いはということなのか説明していただければ助かります。

○ 病院局事務長

一般会計からの補助金でございますが、当初1億1,849万1千円ということで受け入れを5月にさせてもらっておりますが、その内訳は、その他の医業収益、それから今回減額しております医業外収益、それから4条の資本的支出に対する補助金ということで、またがっております。それで、今回の補正の分につきましては、その他医業収益の部分だけでの減額ということでございます。それで、繰入金につきましては各款にまたがっておりますので、その点ご理解いただきたいと思っております。

○ 楡井委員

それで11ページの方を見ると、他会計補助金というところが1,228万2千円あって、減額が1,105万6千円となって、残りといいますか、補正後が122万6千円。それでこれ、他会計からの補助金が90%もなくなるという内訳、横の方にまた備考で書いてあるんですけれども、なんでこういう状況になるのか、ご説明をいただきたいです。

○ 病院局事務長

この予算上の補助金につきましては、繰り出し基準というものがございまして、この分に基づきまして市の方からいただいておりますが、旧穎田町におきましては今回減額しております1,105万6千円は補助金として頂いておりますけれども、これを飯塚市、今回合併しました中で財政の方と協議した中で、これは繰り出し基準にあたらぬということから、この分を減額されたものでございます。

○ 楡井委員

今、説明があったように、そういう意味では現在新しい市として、市立病院を運営する予算でしょう。その運営をする予算を組むのに、補助金として提出するのにあたらぬというようなことが後からわかるというようなことは、これは予算を組む時にどういうふうな、どこどこがどういう話をしたか、私わかりませんが、病院当局と財政の方との打ち合わせをやったうえで予算を組んだと思うんですよ。ヒアリングとかどうとやっていうことをやってるわけですからね。にもかかわらず、こんな90%もの補助金額を駄目だというふうに言われる状況というのは、予算を組む時のそもそもの姿勢といいますか、見通しといいますかね、そういうのが、平たい言葉で言わせていただきますと、なっていないということになるんじゃないかというふうに思います。

それからいま一つはですね、職員の給与費。これは4億8,800万円でしたか、そういう

数字が出てると思うんですね。この数字は、6億6千万円あまりの総医業収入から考えて、73.4%にあたると思いますけれども、そういう数字でいいでしょうか。

○ 病院局事務長補佐

そのとおりでございます。

○ 楡井委員

そうすると、博愛会に譲渡されるということにしようとしてるわけですが、現在の職員の方たちが雇用されたとしても、73%もの人件費ということは、到底これ認められないというふうに博愛会の方は判断すると思うんですね。そうすると、そこに大幅な給与のダウン、人件費のダウンということが入ってくるんじゃないかというふうに考えられるわけですね。そういう心配はないんですかね。

○ 病院局事務長

博愛会におきまして給与が下がるということを言われますけれども、博愛会の方と、医師の給与はどうなるのかとか、職員の給与、看護師の給与はどうなるのかというお話を聞くことはありませんので、一応一般的には市の職員のほうが高いというお話がありますけれども、そのあたりはわかりません。

○ 楡井委員

そういう状況がわからないままに、博愛会のほうへ譲渡するという話だけ進められてるわけですね。やっぱり、そういう意味では非常にずさんな病院運営、そして今後の博愛会への譲渡というようなことが、今の答弁一つからも明らかだと思うんですね。そのことを指摘しておきます。

○ 委員長

ほかに質疑はありませんか。

(な し)

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。

○ 楡井委員

議案第134号ですね。これはやっぱりちょっと、あまりにもずさん過ぎる。これは予算の時からもそうでしたけれども、こういう補正はやっぱり認めるわけにはいかないというふうに思います。この補正予算の議案第134号から見えてくるものとしてですね、予算の組み方が非常に甘いといいますか、予算審議の際にも指摘してきた危惧が的中したものというふうに判断します。これはあなた方が示してきた、また提出した資料に基づいて質疑を行った結果であり、単に病院担当者に限らず予算提出者である市長をはじめ、財政当局も含めて厳しくチェックをした結果であるはずで、従って、これでは財政当局の責任も免れないというふうに考えます。市民、特に颯田地域在住の市民の皆さん方は、安心して治療を受けられないという不安の上に、市民全体はこの大きな赤字を負担しなければならないということになるわけですね。そういう意味では踏んだり蹴ったりという状況に置かれているということが明らかになった補正予算じゃないかというふうに思います。残り3カ月間、大いに努力をするにしてもですね、大きな改善は認められないというふうに判断をいたしまして、この補正予算案に反対をいたします。

○ 委員長

ほかに討論はありませんか。

(な し)

討論を集結いたします。採決いたします。「議案第134号 平成18年度飯塚市立颯田病院事業会計補正予算(第1号)」について、原案のとおり可決することに賛成の委員は、挙手願います。

(挙手 賛成多数)

賛成多数。よって、本案は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第137号 飯塚市養護老人ホーム条例」及び「議案第146号 飯塚地区養護老人ホームの維持管理に関する事務の受託の廃止について」、以上2件については、関連があるため一括議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

○ 高齢者支援課長

議案第137号 飯塚市養護老人ホーム条例について補足説明をいたします。議案書35ページをお願いいたします。

平成19年3月31日をもって飯塚広域市町村圏事務組合が解散し、養護老人ホーム愛生苑は本市の施設として運営することとなったため、飯塚市養護老人ホーム条例の議決を求めるものです。

第1条では、老人福祉法第15条第3項の規定に基づき、養護老人ホームを設置する旨規定いたしております。

第2条では、養護老人ホームの名称を「飯塚市養護老人ホーム愛生苑」、位置を「飯塚市鯉田2517番地6」、入所定員を「120人」と規定いたしております。

なお、附則において、飯塚地区養護老人ホーム管理条例を廃止することといたしております。

続きまして、議案第146号 飯塚地区養護老人ホームの維持管理に関する事務の受託の廃止について補足説明をいたします。議案書59ページをお願いいたします。

愛生苑につきましては、飯塚広域市町村圏事務組合が設立し、飯塚市が事務の委託を受けて運営しておりますが、平成19年3月31日をもって飯塚広域市町村圏事務組合が解散し、平成19年4月1日から飯塚市が運営することとなっております。

このため、飯塚地区養護老人ホームの維持管理に関する事務の受託の廃止について議決を求めるものです。以上簡単でございますが、終わらせていただきます。

○ 委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

○ 川上委員

議案第137号は、養護老人ホーム愛生苑を飯塚広域市町村圏事務組合から移譲を受けて、平成19年、来年4月1日から飯塚市立施設とするものです。ただし、これは平成20年4月1日から麻生グループ柏芳会記念福祉事業会への移行を前提としたものですね、確認します。

○ 高齢者支援課長

この条例につきましては、補足説明で行いましたように、飯塚広域市町村圏事務組合が解散したことによりまして、飯塚市が運営すると、まあ、そのことだけでございます。

○ 川上委員

私は、飯塚市の基本方針のことを聞いているわけですよ。

○ 病院・老人ホーム対策室主幹

この条例が可決されましたら方向的にはそのような考えですすめていきたいと考えております。

○ 川上委員

つまりこの条例は、愛生苑を麻生グループに引き渡すための通過点としての市立施設を1年間つくるということなんですね。それで、愛生苑、現在入所者は何人おられますか。

○ 高齢者支援課長

現在74名でございます。18年の11月末現在で74名でございます。

○ 川上委員

12月1日では何人ですか。

○ 高齢者支援課長

同数でございます。

○ 川上委員

この74人の中で介護認定を受けてある方は何人いますか。

○ 高齢者支援課長

愛生苑では20人おられます。

○ 川上委員

認定状況、人数含めて伺います。

○ 高齢者支援課長

要支援1の方が6名、要支援2の方が2名、経過的要介護の方が3名、要介護1の方が6名、要介護2の方が2名、要介護3の方が1名でございます。

○ 川上委員

この20人を含めた74人、今回の愛生苑の問題については、入居者説明をしておりますか。

○ 高齢者支援課長

今、議会で志ら川荘廃園にして、そして愛生苑を民間に委託するということについて、議会で論議されているという話はいたしております。

○ 川上委員

それは、いつごろ、どういう形でしましたか。

○ 高齢者支援課長

9月下旬でございますか。全員を集めましてお話しいたしております。

○ 川上委員

入居の方から不安とか、心配ごととか、どういうものが出ておりますか。

○ 高齢者支援課長

まだ論議が始まったということでもありますか、特に意見はございませんでした。

○ 川上委員

いや、それは説明が悪かったということではないですか。何も意見が出ないというのは。自分が住んでいるところがどうなるかわからないということですから。それでね、ちょうどあなた方が入居されている方に説明し、意見がなかったと言っている間に、ちょうどあなた方は行財政改革をつくりかかったわけですね。その成果としては、11月の上旬に行財政改革大綱と実施計画が出されてますね。この行財政改革大綱の中では、愛生苑のことはどのように扱われてますか。

○ 高齢者支援課長

行財政改革の内容につきましては、志ら川荘と愛生苑を統合し、それから民間移譲するという内容でございます。

○ 川上委員

それは事実と違うでしょう。私の質問は、行財政改革大綱の中で、どのように扱ってますかと聞いたんですよ。

○ 委員長

暫時休憩いたします。

休 憩 11:07

再 開 11:20

委員会を再開いたします。答弁を求めます。

○ 行財政改革推進室長

時間をとらせまして大変申し訳ございません。10月の26日に本市の行財政改革推進委員会9名の委員さんでございまして、こちらの方から意見・答申をいただきました。その中の行財政改革の大綱の推進項目がございまして。お手元に資料をお持ちでしたら8ページでございまして、6項目目の推進項目の中にもございまして一とう最初の方に「行政経営の視点に立った簡素

で効率的な行財政運営の確立」、この中で大綱の11ページでございます。(3)の「公共施設の統合整理及び有効活用等」、①でございますが、「公共施設の統合整理等」とこの中で合併によりますいろんな施設等の公共施設につきまして、必要性・効率性・有効性の検証を行いながら目的の重複する施設、設置の意義が薄れた施設等につきましては、施設の統合・廃止を行うと、こういうことで大綱が決定いたしておるところでございます。以上でございます。

○ 川上委員

今、答弁があった部分は、このようになっているんですよ。「合併により増加した生涯学習・文化施設、スポーツ施設、保健福祉施設等の公共施設については、必要性・効率性・有効性の検証を行い、目的の重複する施設、設置の意義が薄れた施設、利用率が極端に低い施設の統合・廃止、他施設(用途)への転用を積極的に進めるとともに」と書いているんですよ。今、ずっと言った部分は他施設への転用を積極的に進めると書いているわけですね。先ほど確認したように、この条例は1年間市に持ってきて、再来年からは麻生グループに譲渡するということが大前提になっているわけけれども、続けてこう書いているでしょ。市長見えますかね。

「民間と競合する施設については民間譲渡等を含め検討します」と書いているんですよ。この民間譲渡ということについては、限定付きなわけです。「民間と競合する施設については」と。そこであなた方、愛生苑を民間譲渡しようとするわけですね。この大綱に基づけば、どこかの民間と競合する施設であるということになるんですよ。どこと競合するんですか。

○ 行財政改革推進室長

今、委員の方からもございましたように、「目的の重複する施設あるいは設置の意義が薄れた施設、利用率が極端に低い施設の統合・廃止、用途への転用を積極的に進めるとともに」ということでございますので、ここで一区切りのそういう意味合いを示していると、こういうふうに判断をいたしております。

○ 川上委員

あなたとここで日本語の解釈を争おうとは思いませんけど、明らかに、民間と競合する施設については、民間譲渡等を含め検討するということなんです。はっきりしている、大綱の立場は。じゃあ愛生苑が競合する民間の施設というのがあるんですか。あるのか、ないのか、答弁してください。

○ 委員長

日本語の論争はせんち言いよっちゃから、解釈の論争はせんということやから……。はい、答弁を求めます。誰が答弁するの。

○ 行財政改革推進室長

先ほど、私13ページのところで、(3)の公共施設の統合整理及び有効活用等と、この中で公共施設の統合整理等の文言をご説明をさせていただきましたが、その前ページでございますけれども、民間委託等による民間活力の活用ということで(1)でございますが、民間委託等の推進の中にも、ただ今、委員の方からご質問が出ています施設についての表現をさせていただいておりますので、この項目につきまして、施設関係につきましての統合整理を今行っているところでございます。以上でございます。

○ 川上委員

10ページの民間委託等の推進のところであつていうふうに、過去の本委員会でも田中財務部長が答弁しましたね。この中には民間譲渡という言葉はないんですよ。田中部長は「等」の中に入っているんだと言われたんで、市民の命と健康に大きくかかわる、失礼、福祉に大きくかかわるような施設については、この「等」の中でまとめて考えるというのはいかかなものかと指摘もしたんですけど、もういいんですよ、これは、もう結論出ているんだから、文章に書いてあるんだから。民間と競合する施設については民間譲渡等を含め検討すると書いているんですよ、あなた方が。あなた方が書いているんですよ。ですから聞いているんですよ。

だからさっきの質問に答えてくださいよ。愛生苑が民間と競合するその施設とはどういうのがあるんですか。

○ 高齢者支援課長

養護老人ホーム、ここと競合する施設があるのかというご質問でございます。各市町に養護老人ホームが設置されておりますが、今、特に競合しているというような状況ではございません。

○ 川上委員

じゃあ今の答弁確認しますね。そうするとね、そもそも愛生苑を麻生グループに民間譲渡することを前提とした今回の条例はどのような意義を持つのか、お尋ねします。

○ 財務部長

前回の、今川上委員さんに言われて私は民間委託等の「等」の中に入っております。この民間活力ということで大綱の中に入れておりますが、この民間活力の委託等の推進というところに、確かに譲渡という言葉は入っておりませんが、いわゆるここに書いてますように、行政コストとサービスを考慮した中で、質の高い行政サービスを提供するためということで、非常にご存知のとおり入所定員に対して施設が古い、志ら川荘にしても、例えば愛生苑にしても、それとそれに伴いましてかなりの超過負担が出ているということで、行政コストを考えた場合、また今後のそれを一体としてするという事は、これは行政コストを一緒にしてできるだけ両方を一体としてやった方がいいだろうということですから、ここの欄には譲渡という確かに、先ほど行革の推進室長が言いましたように、公共施設の統廃合のところとまったく関係ないことはございませんけれども、基本的には民間活力を生かして、その中に生かすためのどうがいいかということで今回譲渡をやった方がより効果が発揮できるであろうということで打ち出した結果でございます。

○ 川上委員

私は適当なことを言われているとしか思えない。この大綱に基づく実施計画、13ページに愛生苑および穎田志ら川荘の取り扱いというのがありますね。先ほど高齢者支援課長が答弁した関係のところですよ。実施計画には明確に位置付けているわけ。大綱ではさ、ほとんど触れていないんです。むしろこれをこのまま読めば、愛生苑は民間移譲の対象外なんですよ。この大綱に基づけば、ところが、実施計画になると民間移譲しようとしているわけですよ。適当なことを言われていると思うんだけど、この実施計画4ページに推進項目集計表というのがあるんで、5カ年の効果見込み額というのがあるんですよ、これ130億円です。この中に愛生苑の民間譲渡による効果額が入っているわけですよ。ここにはあなた方の愛生苑を飯塚市に引き受ける、そして1年後には麻生グループに無償譲渡すると、あなた方の本来自治体は住民の福祉の増進に仕事をしなければならないのに、広域でつくっている、やった施設を市が引き受けて、そして民間に丸投げしようとしているわけですよ。この手法は、気がつきませんか。筑豊労災病院と同じですね。あなた方のやろうとしている。それでそれ指摘してね、聞いていきますけども、来年4月1日からこの条例を実施しようとしているわけですけども、その時点で入所者どのくらいになると見込まれてますか。

○ 高齢者支援課長

100名前後になる予想をいたしております。

○ 川上委員

先ほど、現在入所者74名のうち20人が介護認定を受けておられるという説明がありました、報告がありました。4月1日の段階で100人前後入所者見込まれているということなんですが、その中に介護認定者どの程度見込まれてますか。

○ 高齢者支援課長

25名前後だろうと考えております。

○ 川上委員

じゃあその中に介護度3以上の方おられますか。見込みの中にありますか。

○ 高齢者支援課長

おられます。

○ 川上委員

では何人見込んでいますか。

○ 高齢者支援課長

1名でございます。

○ 川上委員

そのときの来年4月1日以降の運営体制はどのように考えてますか。

○ 高齢者支援課長

職員体制でお答えいたしますと、現状法律に基づいた職員配置数を配置したいと考えております。

○ 川上委員

現状、職員総数20人ですか。それを維持するということですね。

○ 高齢者支援課長

現在、総数で言えば、医師、非常勤特別を除けば19人でございます。配置基準に総数としては現状と同じでございます。

○ 川上委員

あなた方が18年、今年4月現在ということで提出した資料を見ると総数が20で職員が13、嘱託4、臨時が2、非特と書いてますね1、なってますよ。総数は20でいくということなんですけども、職員13はそのまま維持しますか。

○ 高齢者支援課長

これは人事との問題もございますので、今のところお答えしかねますので、ご了承願いたします。

○ 川上委員

人事との協議とか関係ないですよ。どうするつもりかを聞いているんですよ。担当課として。

○ 高齢者支援課長

できるだけ職員を配置したいと思っておりますけれども、諸般の事情がございますので、また人事と協議して決めさせていただきたいと思っております。

○ 川上委員

諸般の事情というのを聞かせてください。

○ 高齢者支援課長

やはり人事のことでございますので、臨時職員、嘱託職員、こういう方たちをどのように処遇するかということもございます。現状で今すぐお答えできかねますので、ご了承よろしくお願いたします。

○ 川上委員

あなた方はもう行革方針出しているわけですよ。5カ年で百六十何人も人減らしをされているわけですよ。この13人の方々はその対象になるのかと聞いているわけですよ、はっきり言えば。お尋ねします。

○ 高齢者支援課長

職員につきましては、一般の異動でございまして、ここを廃止するからということでクビになるというようなことではございません。以上でございます。

○ 川上委員

来年4月以降のことを聞いているんですよ。来年4月は廃止しないでしょ。来年1年間のこ

とを聞いているんですよ。

○ 人事課長

来年4月の愛生苑の体制ということでございますが、志ら川荘の関係も含めまして、全体的な職員体制の中で適正に配置をいたしたいと、所管課とも協議しながら努めてまいりたいというふうに考えております。以上です。

○ 川上委員

じゃあ職員13は減らして嘱託や臨時に置き換えるという可能性があるということですね。お尋ねします。

○ 人事課長

現在確定はいたしておりませんが、職員数、今回の議会でもご説明しましたが、退職者もございます。職員採用はいたしておりません。そういう中で現実的な対応を行っていききたいと、これは愛生苑だけの問題ではございませんで、執行体制全体にわたっての問題でございます。以上です。

○ 川上委員

市長、高齢者支援課長が20名体制を維持すると言っている、人事課長は維持できないと言っている。どっちが本当ですか。

○ 人事課長

維持できるとか、できないとかいう問題ではございませんで、全体的な執行体制の中で検討させていただきたいということでございます。以上です。

○ 川上委員

その答弁は維持できないという意味でしょう。維持するんですか、しないんですか。

○ 人事課長

必要な職員体制については配置いたして努力をさせていただきたいというふうに考えております。以上です。

○ 川上委員

じゃあもうこちらで確認しておきます。それで再来年、この条例を廃止する 때가来ますね。再来年の4月1日以降、麻生グループ柏芳会記念福祉事業会に移譲するというのがあなた方の基本方針ですが、そのとき入所者数はどの程度だと見通しますか。

○ 高齢者支援課長

正確にはなかなか難しゅうございます。ただ、今、暫減傾向にございますので、100名切るか、100名前後ぐらいだろうと考えております。

○ 川上委員

その中で介護認定を受けている方はどのくらいだと思われませんか。

○ 高齢者支援課長

おそらく今とそう変わらない状況ではないかと考えております。

○ 川上委員

颯田志ら川荘の廃止条例、このあとすぐ議論することになるわけですが、廃止決まらないのに颯田志ら川荘は廃止するからと言って、あなた方は愛生苑に移動を求めていますね、入所者に。

○ 高齢者支援課長

入所者の方につきましては、このような方針を持っているというご説明をいたしております。それだけでございます。

○ 川上委員

説明だけではないでしょう。かなり強力に愛生苑の入所移動要求しているんじゃないですか。今の段階で74人のうち愛生苑に行く予定、あるいは行くつもりの方々は何人いますか。

○ 委員長

74人じゃない、志ら川荘は。川上委員、愛生苑ならおかしくなるよ。

○ 川上委員

言い直しますね、現在愛生苑の74人の方が、あっ失礼、「志ら川荘」と呼ぶ声あり）あっ、「委員長、委員長、議事進行」と呼ぶ声あり）頼田の志ら川荘の人が愛生苑に行く予定の人が何人いますか。

○ 高齢者支援課長

まだ未定でございます。調査いたしておりません。

○ 後藤委員

今、川上委員は志ら川荘の件を聞かれています。まだこれ提案されていないから、いっぺん区切ってもらってこの飯塚市の養護老人ホーム条例と廃止する条例の件が今、あっているわけですから志ら川荘のその移動の件なんかは、後からしていただきたいと思うんですが、委員長に取り計らいをお願いします。

○ 委員長

今、いいですね。はい。

○ 川上委員

今の質問は、ちょっと先回りするとね、11月9日の高齢者支援課長答弁に基づくことを聞きたかったわけです。もともと養護老人ホームには、従来は、昨年度までは入所者の介護保険適用が難しかった、できなかったと。今年からそれができるようになったということなんですね。そのことを聞くために現実に今起きている頼田志ら川荘からの追い出しについて、聞いておきたかったわけです。そういう事情で志ら川荘を聞いておりますので、156号を質問しているわけではありません。それで答弁を求めます。

○ 委員長

議事進行の中で志ら川荘の関係については、後ほど議案の中で審議してほしいということでございますので、その方向、その中で質問はお願いをしたいと思います。したがって、今の質問については、志ら川荘からの移動の数だとか、ということだっただろうと思いますが、後ほどの議題の中でやっていただきたいと思います。

○ 川上委員

じゃあ愛生苑は来年4月1日、志ら川荘から何人受け入れる予定ですか。

○ 高齢者支援課長

入所者の方の希望、また措置者、身元引受人、こういう方々とお話をさせていただきまして、その方の状態とか、希望とか、こういったことを考慮して、入所ということになりますので、現在のところ把握いたしておりません。

○ 川上委員

あなた方は、現在頼田志ら川荘におられる介護3以上の方4人と聞いておりましたけど、この方々については、もともと養護老人ホームというのは、介護保険適用じゃないなどと言って、唐津とか、北九州とかに引き取ってもらおうというような個別の話をしているでしょう、してませんか。

○ 委員長

今の質問も志ら川荘の現状等についてのお話でございますので、委員長としては後ほどの志ら川荘の議案の中で再度質疑をしていただきたいと、このようにお願いをいたします。

○ 川上委員

じゃあね、そういう事情を共産党聞いてるんですよ。決まりもしないのにさ。それでね、この愛生苑、来年4月以降、寝たきりの状態の方とかね、特別養護老人ホームに入ればいいですよ。入れない方いるでしょ。ずーっと人が待ってるんだから。そういう方ね、愛生苑で引き

受けますか。そしてあなたが答弁してるように介護保険の個人契約型だとか、こちらでしょうけど、外部サービス利用型特定施設入居者生活介護、2種類あるとってるんだが、この前者になるかもしれませんが、愛生苑で受け入れて、キッチンと安心して介護を受けられるような施設にしますか。お尋ねします。

○ 高齢者支援課長

介護サービスが導入されたということで、この前ご説明させていただきましたけれども、これはあくまでも施設の体制が要介護の方をお世話できる体制が整ったということじゃなくて、一部、ホームヘルプサービス、もしくはデイサービス、こういったところの民間、在宅福祉と申しましょうか、そういう介護保険が導入されたということでございます。それで、ホームヘルプサービスについてはおそらく寮母さんがおりますので、わざわざホームヘルプサービスを希望される方はおられないと私どもは考えております。ただデイサービスにつきましては、希望者がおられるかなとは思っておりますけれども。今申しましたように、これは施設自体が要介護状態の方をお世話する職員体制であるというような法律が改正されたということではございませんので、よろしく願いいたします。

○ 川上委員

じゃあね、愛生苑、飯塚広域から飯塚市立にするんだけれども、その際にあわせて穎田志ら川荘を廃止して、その人たちは愛生苑に移っていただくというふうに、あなた方軽く言うんだけど、実は現在穎田志ら川荘で寝たきり状態とか、それから重度の介護状態にある方々は、愛生苑に入れないということなんですね。

○ 高齢者支援課長

確かに要介護4の方もおられます。3の方も志ら川荘にはおられます。しかし、養護老人ホームの措置の廃止につきましては、法律上は養護老人ホームの措置を受けている老人が介護保険法に基づく施設サービスの利用が可能になった場合という国の基準がございまして。このため、一般的には要介護1以上の方が特別養護老人ホームとか老人保健施設と申しますのは、要介護1以上の方が対象になりますから、少なくとも要介護1以上の方が措置の廃止の対象になるかと考えております。しかしながら、多少の認知症があるとか、不自由があるということで養護老人ホームがお世話することが可能な方につきましては、できるだけお世話いたしております。しかしながら職員の配置につきましては、一般の特別養護老人ホーム、これは高齢者3人に1人でございまして。新型特養と申しますのは、2人以下で1人で見ておると。このような状況の中で養護老人ホームは最低ラインですけど15名で1人というふうな職員配置になっております。要介護認定の方が増えますと、職員体制自体がもたなくなりますので、今まで志ら川荘で要介護4とか3の方おられますけれども、やはりこの方々は、本人にとってもそれなりの体制の整った施設で介護を受けていただく、これが適切ではないかと考えております。また市としましても、それだけの整備ができておりませんので、この方々につきましては、身元引き受け者、またご本人、措置者にお話しいたしまして、措置替えというのを協議いたしております。ただこれは志ら川荘が廃止するからというふうなことではございません。これは通常の措置として実施していることではございますので、ご了承をお願いいたします。

○ 川上委員

それはね、あなた方言い逃れというもんですよ。いずれにしてもね、合併前、小さな穎田町が本当に経済的にも社会的にも弱い立場、身体的にも弱い立場の方、体が悪くなって入所したんじゃないんですよ。そこでずっと暮らして行って、加齢とともに悪くなった方々、それを穎田町はずっと守り続けてきたんですよ、その人たちの終の棲家を。で、13万3千人の新しい飯塚市になった。そしたら出て行ってくださいということですよ。でね、問題はこれだけじゃないんです。そのまた先、1年後には麻生グループに譲り渡すわけですよ。あなた方は来年4月の入所予定の方が100人というふうに言われたけど、この中にはかなり重い介護状態の

方いますよ。この方たち1年経てば、国が予防介護とかいろいろ言ってますけど、進むでしょ、介護状態悪化が。そして麻生に譲り渡すわけですよ。穎田町から新飯塚に変わるときにこれだけ、私に言わせれば冷たく追い出そうとしておる。そしてその1年後、今度は民間に譲り渡そうとするときにね、中におられる方は不安になるでしょ。家族の方おられれば不安になるでしょ。そういうことをあなた方は9月の説明会のときに何もしてないんですよ。そしてね、その一方で行革だけは同時並行で進んでるわけ。住民の意見を聞かない行革大綱ですよ。市長、どう思われますか。キチンとき、経済的にも身体的にも社会的にも立場の弱い高齢の方、一人ひとり最後までキチンと責任を負うと言えますか。

○ 市長

この地域は本当に高齢者の多い地域であるわけで、それに対する無慈悲なことは当然行政としてできるわけじゃない。しかしそれには金というものがかかるわけであって、今度の合併においても、多分もし合併できなかったときに志ら川荘はどうなっただろうかというようなことを考えたり、全ての合併という行動の中に、やはりどうかしてこのまちを立て直していかなきゃならないというのが1市4町の考えであったわけで、その中で一番ベターな方法は何だろうかということを経済の中で議論してほしいし、また議員さんの中でもそういうことを思っておられる方が多いと思うわけで、そういう流れの中で志ら川荘という一つの老人ホーム、私も行きました。本当に昭和30年代ですかね、建てられた。よその、筑穂の桜の園に比べたらもう月とスポン以上の建物の違いですよ。そういう差のある中の志ら川荘に対して、今そういう状態をどうかして、よくしてやらなきゃならないという気持ちがある。そして中におられる方が、今までおられた方が介護度が増して行って、養護から介護の方になっていかれた方、この方をそんなに簡単に、私は外におっ放りだすようなことはできないと思いますよ。だから多分今、話は次の問題ですけれ・・・、次の問題じゃなくて愛生苑の今の話の中に私はこの志ら川荘という今おられる何人かの方に関しては、どうかして見ていかなきゃならないということは考えなきゃならないけれども、本来の法律上の今の流れからいけば志ら川荘のはこれは養護老人ホームですから、今おられること自体が本当はおかしい。それを見てこられたわけですよ、穎田の志ら川荘は。だったらそれを、今の現状の法律の中から、出て行っていただけませんかというのは、これは何も私は先ほどの川上委員の言葉は私は解せません。けれども、それは看なきゃならないけれども、もし看なくて、本来の姿に戻れるんだったら戻ってくれませんかという形を伝えることは私は行政としてはしなきゃいけないことだと思うんですね。それでなおかつどうにもならないというときには、どうかまたその別の方法を我々は考えなきゃならないんじゃないかというふうに考えます。

○ 川上委員

そういう状況の高齢者、おっ放り出すことはしないと約束されました。私はこの条例については、討論でも述べますけども、おかしいと思う、いくら何でも。反対だけれども、市長が今言われたことについてはキチンと守ってもらいたいと思います。以上で質問を終わります。

○ 委員長

他に質疑はありませんか。

(な し)

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。

○ 川上委員

議案第137号、146号に反対し、討論を行います。

養護老人ホーム愛生苑を飯塚広域市町村圏事務組合から移譲を受け、平成19年4月1日から飯塚市立とするこの条例です。しかしながら平成20年4月1日から麻生グループ柏芳会記念福祉事業会への移譲を前提としております。飯塚市が挙げる基本条件などを見ると現在の低所得の入居者が安心して住み続けられる保証は全くなく、新たな入居も厳しいものが予想され

ます。入居者にメリットが見られないどころか自治体の責任放棄によって長年にわたって愛生苑が果たしてきた経済的、身体的になど、社会的立場の弱い高齢者の福祉を増進する役割を失わせることになりかねません。この施設の麻生グループへの民間譲渡は市においてまともな検討が行われてないという点も厳しく問われております。このほど市長が発表した行財政改革大綱には検討などが全くありません。確かに公共施設の整理統合等の項目で民間譲渡の言葉がありますが、民間と競合する施設についてはとの限定があり、愛生苑については全く該当しないのであります。

また穎田志ら川荘の廃止についても、まともな検討がなされたとは言えず、入所者の体制についても一方的な様子が伺えます。したがって我が党は、経済的、身体的、社会的立場の弱い高齢者の生活を根底から脅かしかねない今回議案には反対です。詳しくは本会議で述べることとし、以上で討論を終わります。

○ 委員長

ほかに討論はありませんか。

(な し)

討論を終結いたします。採決いたします。議題中、「議案第137号 飯塚市養護老人ホーム条例」について、原案のとおり可決することに賛成の委員は挙手願います。

(挙手 賛成多数)

賛成多数。よって本案は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第146号 飯塚地区養護老人ホームの維持管理に関する事務の受託の廃止について」原案のとおり可決することに賛成の委員は挙手願います。

(挙手 賛成多数)

賛成多数。よって本案は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、『議案第156号 飯塚市養護老人ホーム「穎田志ら川荘」条例を廃止する条例』を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

○ 高齢者支援課長

議案第156号 飯塚市養護老人ホーム「穎田志ら川荘条例」を廃止する条例について補足説明をいたします。追加議案書1ページをお願いいたします。

養護老人ホーム「穎田志ら川荘」につきましては、老朽化が著しく、入所者も減少していることなどのため、平成19年3月31日をもって廃止することから、飯塚市養護老人ホーム「穎田志ら川荘条例」を廃止する条例の議決を求めるものです。

○ 委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。

○ 川上委員

議案第156号 飯塚市養護老人ホーム「穎田志ら川荘」条例を廃止する条例案に反対し、討論します。

議案第137号に対する討論、議案第146号に対する討論と同じ理由により反対いたします。詳しくは本会議で述べることとし、以上で討論を終わります。

○ 委員長

ほかに討論はありませんか。

(な し)

討論を終結いたします。採決いたします。『議案第156号 飯塚市養護老人ホーム「穎田志ら川荘」条例を廃止する条例』について、原案のとおり可決することに賛成の委員は挙手願います。

(挙手 賛成多数)

賛成多数。よって本案は、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

おはかりいたします。案件に記載のとおり、執行部から、「筑豊労災病院の後医療に係る要望書の提出について」報告したい旨の申し出がっております。報告を受けることにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、報告を受けることに決定いたしました。

「筑豊労災病院の後医療に係る要望書の提出について」報告を求めます。

○ 病院・老人ホーム対策室主幹

筑豊労災病院の後医療に係る要望書の提出につきまして、ご報告申し上げます。

筑豊労災病院の後医療に係る基本的な方針につきましては、本議会においてご了承いただいております。

11月30日に飯塚市、飯塚市議会および飯塚医師会の連名によりまして、要望書を労働者健康福祉機構に提出しております。なお要望書の内容につきましては、お手元に配付しております資料のとおりでございますので、内容の補足説明につきましては、省略させていただきます。以上で報告を終わります。

○ 委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

○ 楡井委員

いくつかちょっとお聞きしておきます。

表紙をはぐった次のページの一番上の方に3行書いてあるんですけど、これは筑豊労災病院ができた、建設されたという理由としては、非常に正確さを欠いてるんじゃないかというふうに思うわけですね。とりあえず私見だけを述べておきますと、この労働災害が多発ということなんですけれども、この多発した原因がやはりもう少し正確に書かなきゃならないんじゃないかと。当時この嘉飯山の中における炭鉱がずっと閉山していったわけですね。その中でやはり保安要員の削減とか、保安作業の軽視というのがあった上に、こういう労働災害が多発したわけですね。ですからそういうこともキチンと抑えた文章にしてほしかったなというふうに思うんです。同時に、閉山ということですから、炭鉱資本が持っていた各部病院、大きな病院それぞれあったわけですね。その病院を全部撤退するという状況の中でこの労災病院がつけられたということは、これまで何度も私主張してきましたけれども、そういうスタンスをやはりこの3行の、当然そうなるともう少し長くなるかもしれませんが、この前段のところへキチンと位置付けていただきたかったなというふうに思います。

それでこの要望書を11月30日というふうに日にちは打ってありますけれども、提出した相手の人へ渡した日にちとか、それからどういう人たちのメンバーで、どこで渡したのかとか、受け取った相手の方はどういう人たちか、さらにもう1つは、この要望書に対して返答といいますか、応答があったかどうか、その点についてお聞かせ願いたい。

○ 企画調整部長

まずこの筑豊労災病院の後医療に係る要望書の提出日と、それから相手方と、それから相手方がどういうことを述べられたかという3点でございます。まず1点目の提出の日付につきましては、本年の11月30日に私が直接、独立行政法人労働者健康福祉機構の方に行きまして、提出いたしております。受けられた相手の方は坂本専務理事、この労働者健康福祉機構の専務理事でございます、専務理事。それから総務部長、それから調査役、4人が同席いただきまして、私が直接お渡ししております。で、相手さんからの返答としましては、この内容を十分に検討させていただいて、そして飯塚市がこの労災病院を引き受けるということですので、これについては内部で十分に協議しまして、今後厚生労働省の方に協議を進めていくというような

内容でございました。

○ 楡井委員

今そういうような答弁といいますか、応答があったということですが、今後どのような展開が予測されるのか、日にち的な、スケジュールとかそういうこともあわせて分かれば教えてください。

○ 企画調整部長

今後のスケジュールでございます。

この要望書を今11月30日付で労働者健康福祉機構の方に提出いたしております。これを受けまして機構の方が今度は厚生労働省とこの価格、労災病院の建物、それから医療機器等を含めまして、価格の決定を進めていきます。本市としましては、まずこの価格交渉、これを今年1回程度厚生労働省の方に行きまして、そしてここに書いてますように土地については旧穂波町が当時無償で寄付いたしております。これは当然返していただくというスタンスの中で後は建物と医療機器、これも減額、さらには無償という形で本年12月には1回厚生労働省の方に行きたいと思っております。この価格がある程度決まりました段階で、あと本市と労働者健康福祉機構の方で基本協定を結んでいくというふうな流れになっていきます。

このスケジュールとしましては、年明けの1月末か2月の頭ぐらいまでには価格もある程度決定していただいて、そして基本協定という流れになっていこうかなというふうに考えております。

○ 楡井委員

1月末から2月始めというようなことで基本交渉というようなことになります。

ちょうどその時期我々はもう議員でなくなっている状況が予測される状況ですね。そうすると新しい議会で審査されるということになりますけれども、そういう手順なんでしょうか。

○ 企画調整部長

本特別委員会の中でも私答弁させていただいてますように、機構、それから厚生労働省との交渉内容とか交渉結果につきましては、本特別委員会の中でご報告をさせていただくというふうに申し上げておりますので、その時期が来ましたら必ず報告をさせていただきたいというふうに考えております。

○ 楡井委員

前回9月20日に議会などには知らせられないままに新聞報道が先にバァーッと先走りしたことがありますよね。こういうことがあると議会の中でもいろいろ審議が難しくなる状況があるわけですよね。そういうことのないようにしていただきたいんですがね。

○ 企画調整部長

そのようにさせていただきますし、ことあるごとに本特別委員会の中で報告をさせていただきたいというふうに考えております。

○ 川上委員

筑豊労災病院の存続に関しては、じん肺問題が、国の責任との関係でいうと非常に大きいわけですが、この要望書の中にはこのじん肺問題、国の責任についてはどういうふうな位置付け方になっているのでしょうか。

○ 病院・老人ホーム対策室主幹

この要望書につきましては、事前に機構の方にもお話ししております。その中で基本的には特別委員会にもご説明しておりますように、現行の医療という中でじん肺も当然重要な治療でございますので、その医療を引き継ぐということは条件となっておりますので、そういう中で基本的な要望につきましてはこのような内容で進めさせていただいております。

○ 川上委員

現行の医療というのはどこに書いてありますか。

○ 病院・老人ホーム対策室主幹

この要望書の中には書いておりませんが、別途資料という中で、今お手元につけておりませんが、その中で基本的な休診の医療を再開、またじん肺医療の引継ぎということで詳しく書いております。

○ 川上委員

この要望書以外に資料を添えて提出してるわけですね。確認しますよ。

○ 病院・老人ホーム対策室主幹

ここの文言の中に、別途基本構想というのを持って、機構の方に提出しております。

中身を簡単に、構想の中身でございますが、1つは飯塚医療圏、嘉飯地区の状況、そして筑豊労災病院のこれまで行ってきた役割、そして筑豊労災病院が廃止されることの影響、これが先ほどのじん肺関係も含まれております。そういった内容の構想を添付いたしまして、要望書を提出しております。

○ 川上委員

この別添の資料は報告されるんだったら一緒に出してもらった方がいいんですね。

それでね、戻りますけど、どうしてじん肺という言葉をキチンと要望書の中に入れていないんですか。本会議でも、この当委員会でも、じん肺問題というのは特別に重視して審査してきたじゃないですか。どうして外してるんですか。

○ 企画調整部長

今ご指摘の件でございます。要望書の中には確かにじん肺という言葉は、この中には記載いたしてございません。しかしながら、本特別委員会の中でもるる私の方からもご説明しましたように、このじん肺、いわゆるじん肺の医療、それから今休診になってる診療科目については、もう確実に継続していくというようなことはもう間違いございません。この中の別添の部分に基本構想というのを作成いたしております。この基本構想の中に今ご指摘のじん肺から休診になってる医療科目、これについて全て復活した中で労災病院の後医療を飯塚市が公設民営でやっていくというような文章のくだりは記載させていただいておりますので、何で本特別委員会にこの基本構想を出さなかったのかということに対しては、別段大きな他意はございませんのでその点よろしくお願いいたします。

○ 川上委員

筑豊労災病院の存続問題は、最初から最後まで国の責任が問われる問題なんですよ。地域においても、労災についても。この国の責任の中で最高裁が国に責任があるということをはっきり認めた問題についてね、あなた方ここでキチンと入れていないということについてはね、重大な危惧を持つ。それ市長、指摘しておきます。

それとね、もう1つ。全体としてこの筑豊労災病院が俎上に具体的に名前が上がる前から、自治体でも議会でも、住民の間でも存続要望があった。そして具体的に筑豊労災病院の名前が厚生労働大臣の責任で出された後も、声が高まった。こういう国の責任をね、求めるくんだりというのは一言もないね。で、この国の責任を求める、求めてこそこの1番とか2番とか3番とかがね、意味を持つんじゃないですか。これだったらね、国が廃止する、その国言いなりのね、ああ、そうですかという要望書ですよ。そんなことでこういう要望通ると思いませんか。

○ 企画調整部長

はい。この筑豊労災病院につきましては、国のほうは存続はありえないということを言っております。で、飯塚市としましては、この地域住民が安心して医療を受けられるために早くこの労災病院を飯塚市が譲り受けまして、そして継続した医療を行っていただきたいというようなことで、今回機構の方に労災病院の建物、土地、それから機器を飯塚市の方に移譲してくださいというような要望書を出した次第でございます。

○ 委員長

ほかに質疑はありませんか。

(な し)

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますのでご了承願います。

これをもちまして、病院・老人ホーム対策特別委員会を閉会いたします。おつかれさまでした。